

第2回

四條畷市下水道事業経営審議会

「前回のふりかえり」

令和6年9月20日(金)

● 目 次

- （１）下水道事業会計の現状（令和５年度決算見込み金額記載）**
- （２）企業債とは**
- （３）資本費平準化債とは**
- （４）資本費平準化債の拡充**
- （５）市債全体における下水道企業債の比率**
- （６）企業債残高の推移（企業債残高と建設改良費の関係）**
- （７）長期償還金利子の支払い額と平均支払利率の推移**

(1) 下水道事業会計の現状（令和5年度決算見込み金額記載）



収益的収支	収入	下水道使用料 6.8億円	他会計補助金 (繰入金) 2.1億円	長期前受金 4.4億円	その他 6.2億円
	支出	維持管理費等（流域負担金等） 6.5億円	その他 1.5億円	減価償却費 10.6億円	純利益 0.9億円



前年度からの繰越留保資金 2.9億円	減価償却費（長期前受金分除く） 10.6億円-4.4億円=6.2億円	積立金 0.9億円	残額0.9億円+1.1億円 =2.0億円
6.2億円+2.9億円=9.1億円から8.0億円を補てん			残額1.1億円



資本的収支	収入	国府補助金等 2.2億円	企業債 3.6億円	不足額 △8.0億円
	支出	建設改良費（更新工事等） 2.4億円	過去に借りた企業債償還金 11.4億円	

余りは翌年度へ繰越

(2) 企業債とは

企業債は、工事等に必要な資金を調達するための方法の一つであり、国等の公的資金、銀行等の民間資金からの借入れのこと。

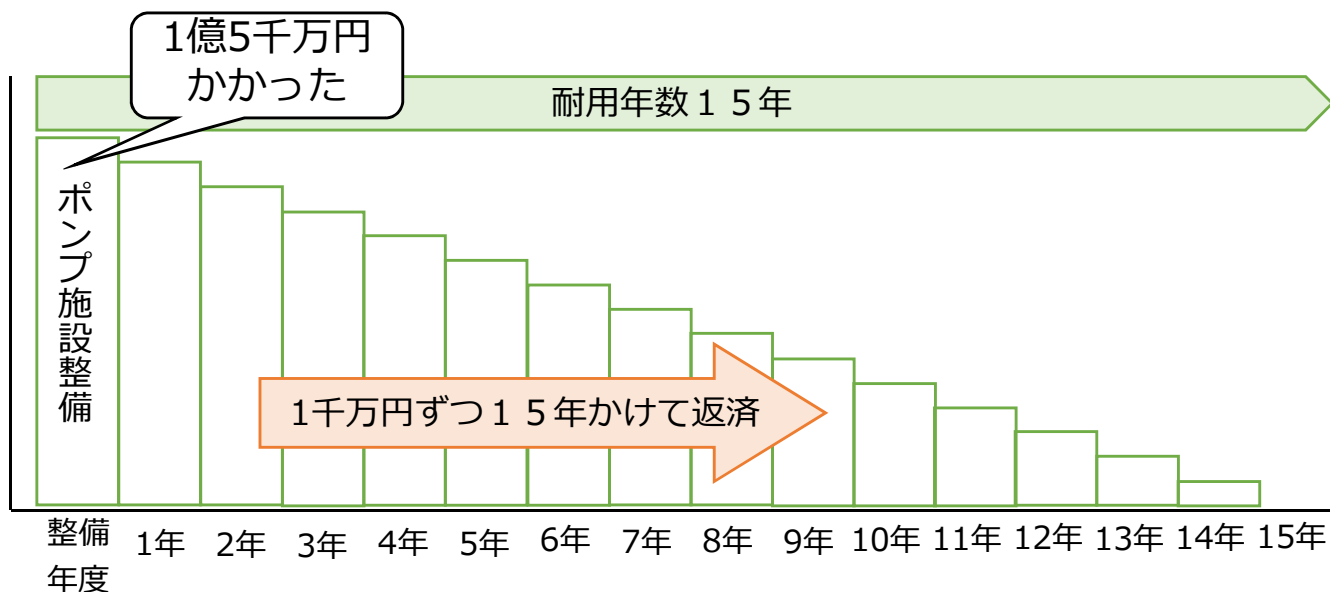
下水道事業では、一般的に企業債を活用し整備等を進めている。

企業債の役割

支出を均等して行うので・・・

- ① 市民の世代間の負担を公平にする
- ② 年度ごとの財政負担を平準化する

例えば、耐用年数15年（償却期間15年）のポンプ施設整備事業を1億5千万円で行った場合・・・



耐用年数15年のものを、企業債を借りて15年かけて返済することにより、施設を利用する人が公平に費用負担することができる

単年で1億5千万円を支出すると、他事業を圧迫するが、企業債を借りることで、支出の平準化ができる

(3) 資本費平準化債とは

企業債の種類の中には、工事や施設整備の資金調達のために行う借入れとは別に、減価償却費と返済額の差額について借入れを行う、**資本費平準化債**というものがあります

資本費平準化債を借入れすることができる原理

管渠等の減価償却期間は最長50年、対する企業債の償還期限は最長40年〔最長年数が異なる〕

年数に違いがあると、企業債の機能「世代間の負担の公平」が十分に働かない

減価償却費と返済額の差額について資本費平準化債を借入れることで「世代間の負担の公平」確保

例えば、平成30年度に建設改良費で5,000万円の事業を行ったとすると・・・

年間償還金：125万円（＝5,000万円÷40年）

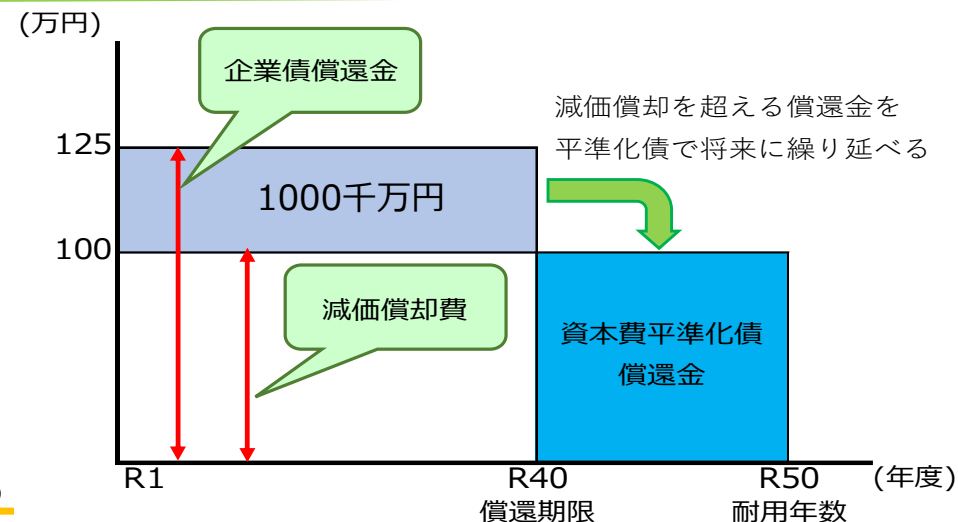
年間減価償却額：100万円（＝5,000万円÷50年）

年間25万円の差額が生じる

償還期間の40年では1,000万円の差になる

この1,000万円の差額に対して

償還期間10年で新たに資本費平準化債を借入れできる



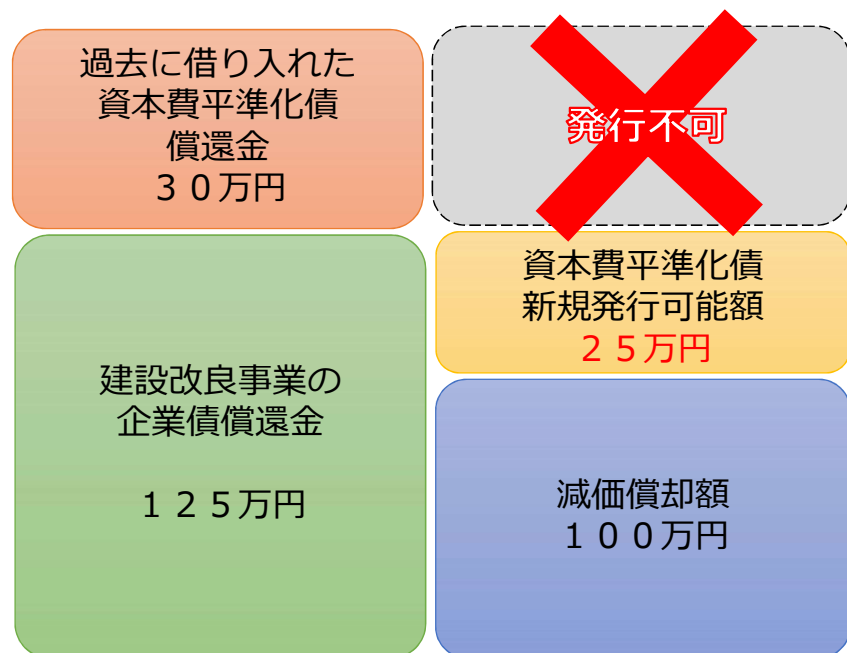
(4) 資本費平準化債の拡充

◇ 令和6年度より資本費平準化債の発行可能額が拡充されました

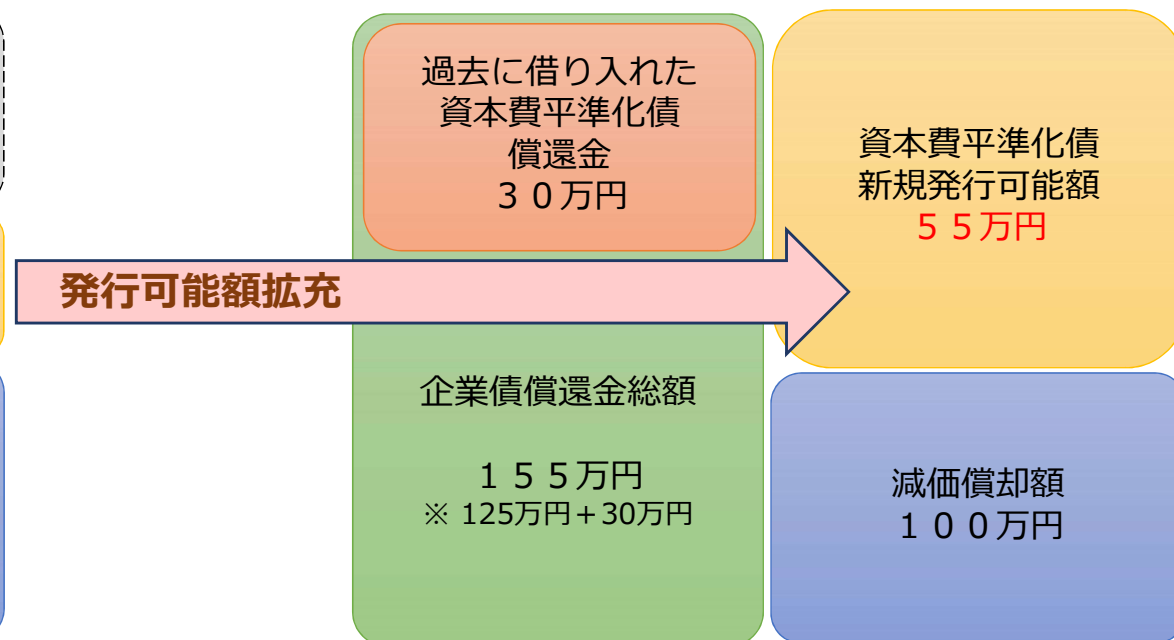
先ほどの5,000万円の建設改良事業の例で、過去に借りた資本費平準化債の償還があった場合・・・

- ・ 年間償還金：125万円（＝5,000万円÷40年）
- ・ 年間減価償却額：100万円（＝5,000万円÷50年）
- ・ 過去に借りた資本費平準化債の年間償還金：30万円

これまで（～令和5年度）



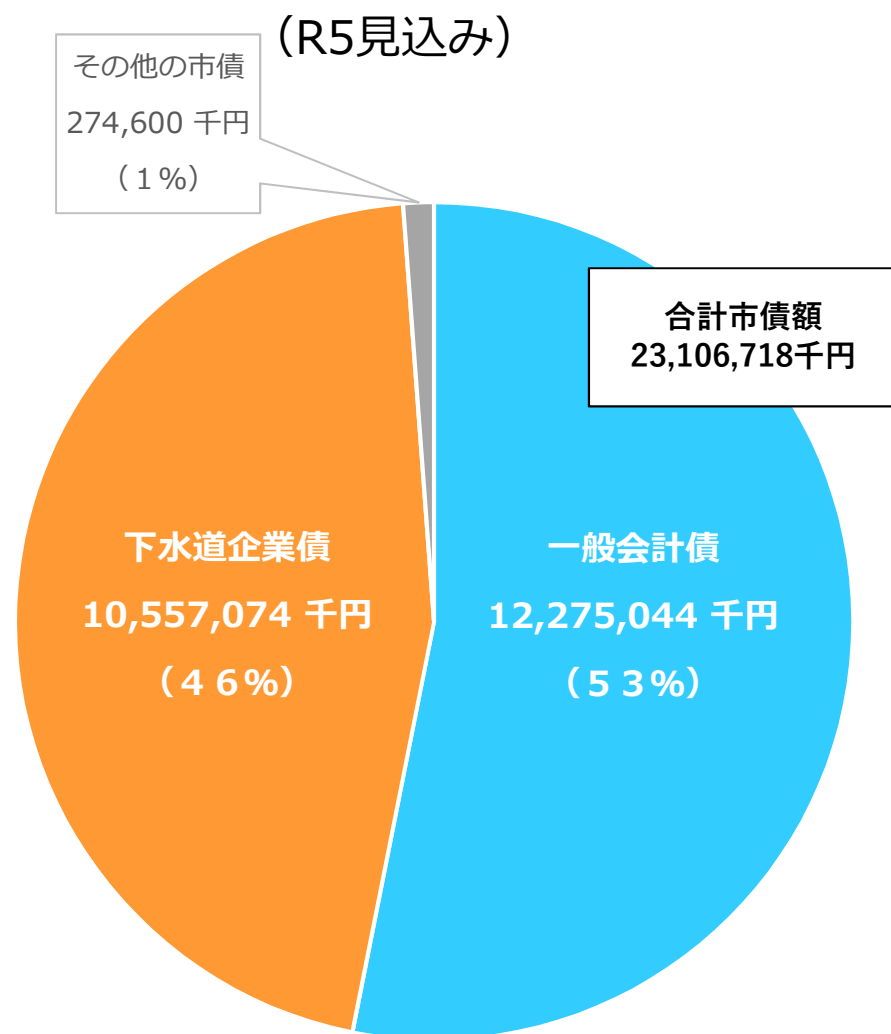
拡充後（令和6年度～）



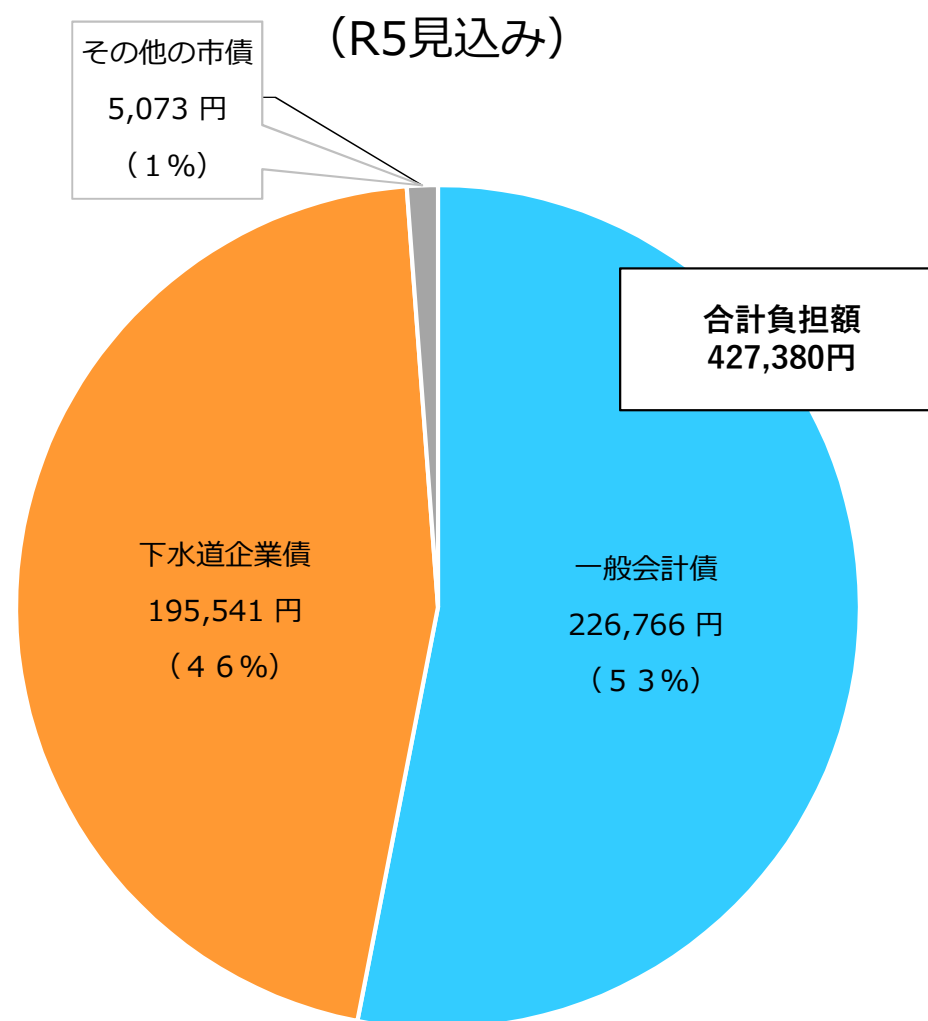
過去に借り入れた資本費平準化債の償還額についても計算に含めることが可能となりました

(5) 市債全体における下水道企業債の比率

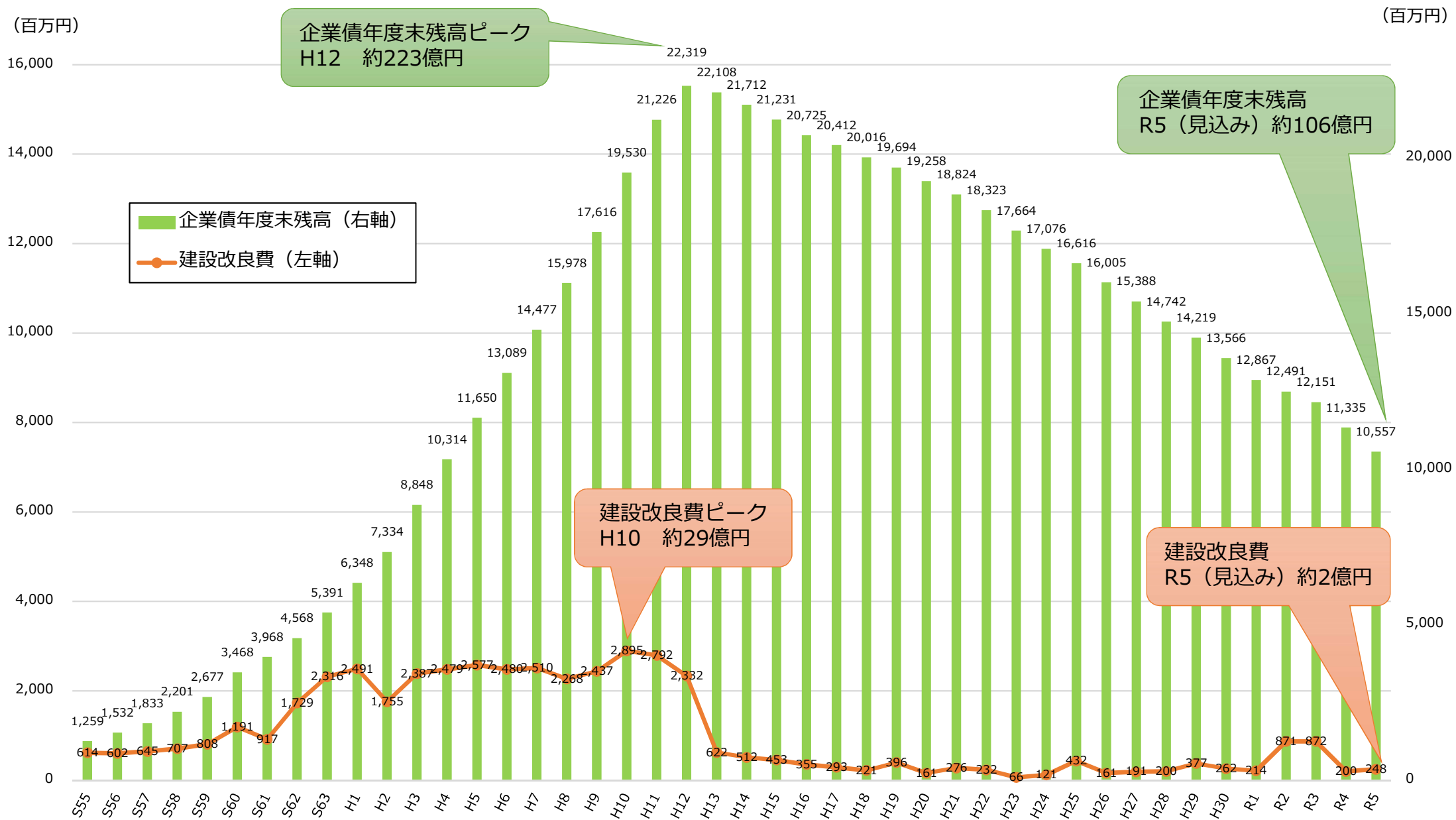
市債全体における下水道企業債の比率



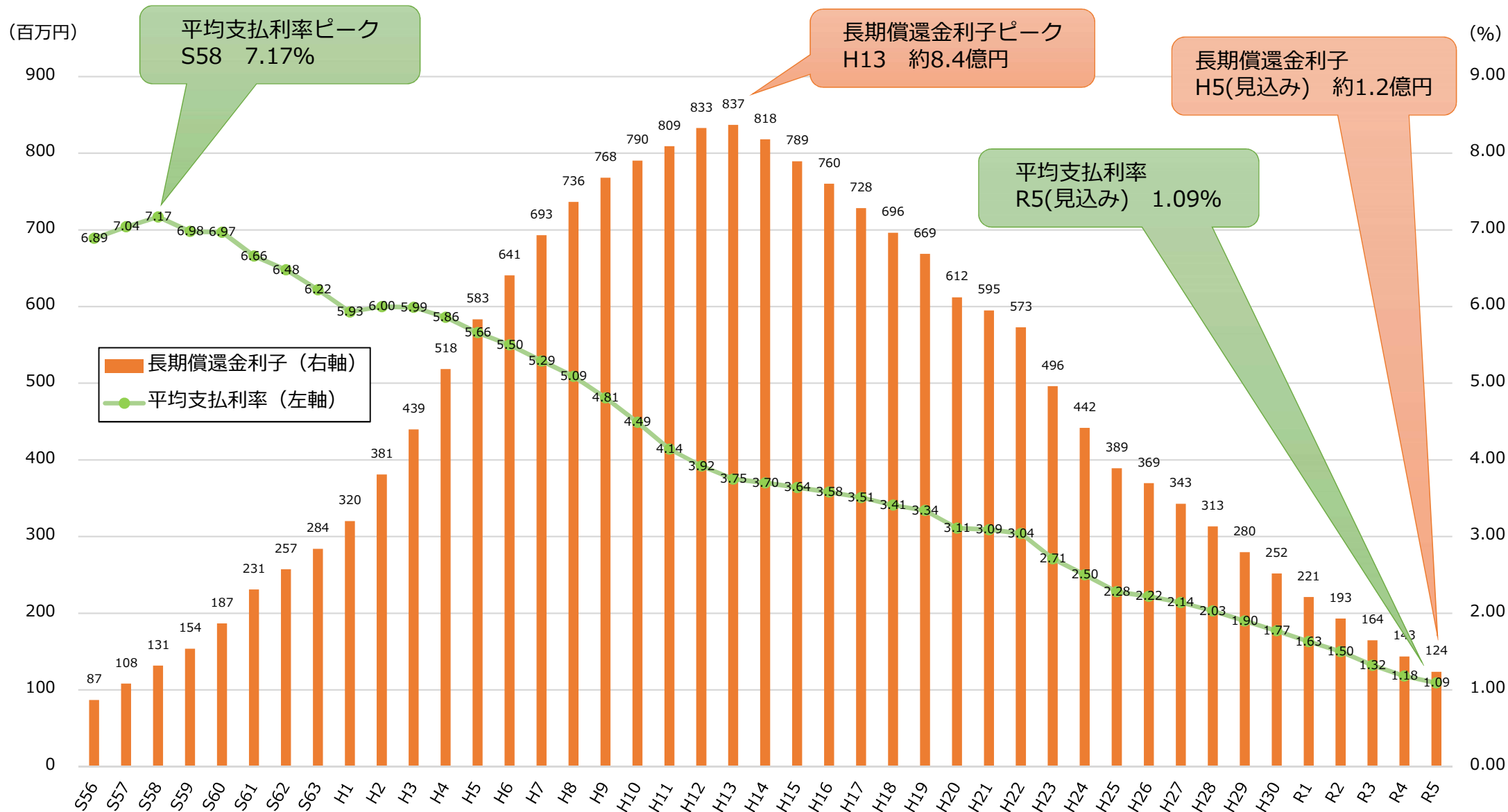
一人あたりの負担額



(6) 企業債残高の推移 (企業債残高と建設改良費の関係)



(7) 長期償還金利子の支払い額と平均支払利率の推移



※ この表の平均支払利率は、長期償還金利子を前年度の企業債残高で除して算出しています